

豊中市小規模事業者応援金

～対象要件を拡大し、受付期間を延長します～

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に深刻な影響を受けながらも、感染症拡大防止に努める、不特定多数の一般消費者との対面サービスなどが伴う各種小売業等の小規模事業者を支援するため豊中市独自の応援金を交付してきました。しかし、緊急事態宣言の延長による経営への影響を鑑み、応援金の対象となる要件を拡大し、それに伴い受付期間を延長します。

【対象要件の拡大】

令和2年4月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者を対象



令和2年4月又は5月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者も対象とします

【受付期間の延長】

5月19日（火）から6月30日（火）まで



7月31日（金）まで延長

○応援金の額

1事業者につき**20万円**

○対象事業者

各種小売店、飲食店、生活関連サービス店（理美容業、一般公衆浴場業等）、宿泊店、療術店（鍼灸、柔道整復等）など、一般消費者との対面での接客サービスが伴う小規模事業者者。 ※詳細は「豊中市小規模事業者応援金募集要領」を参照ください。

なお、休業要請支援金（府・市町村共同支援金）の支給を受けた場合、あるいはその予定がある場合は**対象外**です。

（大阪府休業要請外支援金との併用は可能）

※交付には審査があります。 ※応援金の交付は、対象1事業者につき1回です。

必要書類や応募方法は裏面でご紹介

○申込期間

令和2年7月31日（金曜日）まで（当日消印有効）

○必要書類

①豊中市小規模事業者応援金交付申込書兼請求書

②直近の確定申告書の写し（平成31年4月又は**5月の売上**、事業所所在地、業種を示すもの）

・個人の場合：確定申告書B第一表・第二表、

所得稅青色申告決算書または収支内訳書（白色申告）

・法人の場合：法人事業概況説明書、法人稅確定申告書別表一（一）

※上記写しで平成31年4月又は**5月の売上**が確認できない場合は、売上台帳など同月の売上を示す書類を、事業所所在地が確認できない場合は開業届などを、業種が確認できない場合は、営業許可証などを提出のこと

③令和2年4月又は**5月の売上**がわかるもの（売上台帳、月次試算表など）

○応募方法と流れ

①申込書を用意し、記入する

申込書は市ホームページからダウンロード（市役所第一庁舎4階下記事務局でもお渡しします）

②申込書に必要書類を添えて郵送で申し込み

下記事務局あて、必ずレターパックライト（郵便物の追跡が可能）で郵送してください。

☆申込締切は、**7月31日（金）**です。（当日消印有効）

③審査の後、指定の金融機関口座に振り込み

※必要書類や応募方法等詳細は、「豊中市小規模事業者応援金募集要領」をご確認ください。

市ホームページ（右の二次元バーコードからもアクセス可）でご確認いただけます。



（お問合せ・郵送先）

豊中市産業振興課応援金事務局（第一庁舎4階）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話：06-6151-2070

FAX：06-6151-2082

開設時間：平日9時から17時まで